

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布
する。

平成20年2月22日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第70号

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市大学のまち交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「別表第1」を「次」に、「ものが」を「者が」に改
め、同号に次のように加える。

ア 財団法人大学コンソーシアム京都

イ 別に定める大学

第2条第1項第2号中「もの以外」を「者以外」に改める。

第4条中「別表第2」を「別表第1」に改める。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第6条第2項中「別表第1」を「第2条第1項第1号ア及びイ」に、「もの」
を「者」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局プロジェクト推進室)